

東串良町複合施設建設検討委員会公募委員の募集について

1 委員の職務の概要

町長の諮問に応じ、委員会において複合施設建設に係る基本構想・基本計画に関することや、建設に必要な事項に関することを審議し、町長に答申を行っていただきます。

2 委員の任期

委嘱の日から令和6年3月31日まで（計画等の策定状況に応じて延長の可能性あり）

3 検討委員会の公開及び開催回数等

(1) 検討委員会の公開

本検討委員会の会議録は、町ホームページにて公開します。

(2) 検討委員会の開催回数等

会議の開催回数は、令和5年度中に5回ほどを予定しています。

なお、第1回検討委員会は、令和5年8月上旬頃に開催する予定です。

4 委員の身分と報酬

(1) 委員の身分

委員は、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職としての身分を有します。

(2) 委員の報酬等

「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」により、報酬日額5,200円（ただし、識見委員は20,000円）と費用弁償1,000円を支給します。

5 公募する委員数

公募委員数は2名です。

6 応募資格

東串良町内に住所を有する方、または東串良町内にある事業所などに勤務する方で、募集締切日において満18歳以上の方

7 応募方法

応募用紙に必要事項を記入の上、担当係に提出してください。

持参、郵送のいずれかで提出してください。

応募用紙は、7月10日（月）から東串良町役場企画課窓口にて配付します。

本町のホームページからもダウンロードできます。

○東串良町ホームページ <http://www.higashikushira.com>

ホーム>カテゴリ>区分>募集

>東串良町複合施設建設検討委員会公募委員の募集について

8 募集期間

令和5年7月10日（月）から令和5年7月24日（月）午後5時までとします。

なお、直接持参していただく場合は、平日の午前8時30分から午後5時までとします。

また、郵送の場合は、募集期間内に担当係に到着したものに限ります。

9 公募委員の決定

公募委員の選考結果については、すべての応募者に速やかに文書により通知します。

10 その他

(1) 提出された応募用紙は返却しません。

(2) 公募委員に選ばれた方であっても、応募資格を満たさないことが判明した場合、又は満たさないこととなった場合には公募委員の資格を失います。

【問い合わせ先】

東串良町役場企画課

電話番号：0994-63-3122

住 所：〒893-1693 東串良町川西1543番地